

第2期第1回 横浜市市民協働推進委員会 会議録	
日 時	平成27年6月16日（火）午後6時02分から8時37分まで
開催場所	横浜市市民活動支援センター4階セミナールーム1
出席者	小濱哲委員長、酒井正樹委員、時任和子委員、中島智人委員、治田友香委員、松岡美子委員、松村正治委員
欠席者	三輪律江委員
開催形態	公開（傍聴者6人）
議 題	<p>審議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 委員長選任・職務代理者の指名について</li> <li>イ 部会委員の指名について</li> <li>ウ 指定特定非営利活動法人の事業の概要の変更に伴う基準の適合について</li> <li>エ 平成27年度横浜市市民活動支援センター事業の評価・検証について</li> <li>オ 平成28年度市民活動共同オフィス入居団体募集要項（案）について</li> </ul> <p>協議事項</p> <p>市民協働推進委員会答申「協働を進める際の『公共的又は公益的な活動及び事業』の考え方」を受けた具体的取組の検討について</p> <p>報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 平成27年度市民協働推進部事業の概要について</li> <li>イ 認定・指定NPO法人制度ガイドブックについて</li> <li>ウ 認定特定非営利活動法人に対する監督について</li> </ul> <p>その他</p>
議 事	<p>1 開会</p> <p>（事務局）皆様、本日は御多忙のところお集まりいただきましてありがとうございます。これより第2期第1回横浜市市民協働推進委員会を開会いたします。本来であれば議長である委員長に議事を進めていただくところですが、本日は第2期第1回目の会議ですので、委員長選出までは事務局により会議を進行させていただきます。</p> <p>早速ですが、市民協働推進委員会について簡単に御説明させていただきます。</p> <p>（事務局）資料により説明</p> <p>（事務局）本日、三輪委員は御欠席の御連絡をいただいております。したがって本日は7名の御出席により、委員の過半数の出席がありますので、市民協働条例施行規則第8条第2項により、本委員会は成立しています。</p> <p>それでは第2期委員会の開催に当たり、市民局長よりご挨拶を申し上げます。</p> <p>（局長挨拶）</p> <p>（事務局）続きまして、委員の皆様への御紹介に移らせていただきます。市民協働推</p>

進委員会では今期8名の方に御就任していただいております。次第の裏面の名簿に従って順番に御紹介させていただきます。

(委員紹介)

(事務局) 委員の皆様、どうぞよろしくお願ひいたします。続きまして、事務局の紹介をいたします。引き続き、次第裏面の名簿に従って紹介させていただきます。

(事務局紹介)

(事務局) 以上となります。皆様、どうぞよろしくお願ひいたします。

2 議題

(1) 審議事項

ア 委員長選任・職務代理者の指名について

(事務局) それでは引き続きまして審議事項に移らせていただきます。ア「委員長選任・職務代理者の指名について」ですが、まず委員長に関しましては、市民協働条例施行規則第7条第2項の規定に基づき、委員の互選により定めることとなっております。委員の皆様、いかがでしょうか。

(時任委員) はい。

(事務局) 時任委員、お願ひします。

(時任委員) 小濱委員に引き続き委員長をお願ひしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(事務局) ただいま小濱委員の推薦がありましたので、小濱委員に引き続き委員長就任をお願ひしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(了承)

(事務局) ありがとうございます。それでは委員の皆様のお賛同をいただきましたので、小濱委員に委員長をお願ひしたいと思います。それでは委員長から一言御挨拶をいただきたいと思います。

(小濱委員長挨拶)

(事務局) ありがとうございます。続いて職務代理者の指名についてです。当委員会には副委員長を置きませんが、条例施行規則第7条第4項の規定に基づき、委員長が委員長の職務代理者をあらかじめ指名することとなっております。委員長、いかがいたしましょうか。

(小濱委員長) 治田委員にお願ひしたいと思います。

(事務局) 治田委員、よろしいでしょうか。

(治田委員) はい。

(事務局) ありがとうございます。それでは治田委員、よろしくお願ひいたします。それでは第2期委員会は委員長を小濱委員に、職務代理者を治田委員にお願ひいたします。これより委員長に議事の進行をお願ひします。委員長、どうぞよろしくお願ひいたします。

イ 部会委員の指名について

(小濱委員長) お手元の資料の次第に従いまして、議事を進行します。イ「部会委員の指名について」です。それでは事務局から説明をお願ひいたします。

(事務局) 資料により説明

(小濱委員長) ただいまの説明につきまして何か御質問等ございますでしょうか。それでは横浜市市民活動運営支援事業部会の部会委員としまして時任委員を、横浜市市民活動支援センター事業部会の部会委員として酒井委員を指名いたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

ウ 指定特定非営利活動法人の事業の概要の変更に伴う基準の適合について

(小濱委員長) では引き続きまして、ウ「指定特定非営利活動法人の事業の概要の変更に伴う基準の適合について」、事務局から説明をお願ひいたします。

(事務局) 資料により説明

(小濱委員長) ただいまの説明につきまして何か御質問等ございますでしょうか。なければ、ただいま説明がありました指定特定非営利活動法人横浜移動サービス協議会につきまして、事業の概要の変更の届け出後においても基準に適合しているということで御了承いただけますでしょうか。

(了承)

(小濱委員長) 指定特定非営利活動法人横浜移動サービス協議会におかれましては、引き続き頑張ってください。

エ 平成27年度横浜市市民活動支援センター事業の評価・検証について

(小濱委員長) では、次はエ「平成27年度横浜市市民活動支援センター事業の評価・検証について」、事務局から説明をお願ひいたします。

(事務局) 資料により説明

(小濱委員長) ただいまの説明につきまして何か御質問等ございますでしょうか。では事業実施団体の方々に平成27年度の事業計画について御説明いただきまして、その後質疑応答を行いたいと思います。それでは事務局で進行をお願ひいたします。

(事務局) では1団体目、横浜コミュニティカフェネットワーク様になります。事業名「カフェ型中間支援機能の創出・強化・普及」事業です。御準備をよろしくお

願います。事業計画の説明を10分で願います。

**(横浜コミュニティカフェネットワーク) 資料により説明**

**(事務局)** 委員の皆様から御質問等をお願いいたします。

**(中島委員)** 少しかたい話になってしまうかもしれないと恐縮ですが、定義を確認させていただきます。今回の対象というのは、タイトルを拝見するとカフェ型の中間支援機能ですから、例えばコミュニティカフェや居場所というのは、中間支援機能も持っているかもしれませんが、基本的にはそこに集まる人たちのいろいろなニーズを満たすということで、フロントラインそのものである場合もあると思います。そのときに中間支援機能を持っているカフェを支援するのか、カフェで行われるような中間支援機能を支援するのかというところが、よくわからなかったのです。要するにすべてのコミュニティカフェが中間支援機能を持つわけではないと思います。ですから、そこはどちらなのかなというのと、そもそもここでいうコミュニティカフェというのはどういうものなのか。45拠点あるとおっしゃっていたのはどのような基準で「これはコミュニティカフェだ」と定義されたのかということをお教えください。

**(小濱委員長)** いかがでしょうか。

**(横浜コミュニティカフェネットワーク)** まさしく今おっしゃられましたように、非常にたくさんコミュニティカフェができていますが、まだまだ自分たちの役割に気づいていない方もたくさんいらっしゃいます。私どももそういうところからスタートして、10年で変化してきたのですが、1つは既に中間支援の意識を持っていらっしゃる場所をもっと伸ばしていきたい、地域にアプローチしたいがうまくいかないというふうに既に課題意識を持っていらっしゃる場所と、あとは実はすごく地域に入り込んで中間支援的な働きをしつつあるが、まだそういう意識を持たれていない方への啓発とか、もう一歩押し出すと変わるのではないかなというような、多分2つの層が大きくあるのではないかなと思っています。当然もう一つは自分たちの居場所としての機能だけ持っていきたいということもいらっしゃいますが、今回については前者2つのところを対象にしようと思っています。

**(中島委員)** 中間支援機能というのはどのような定義ですか。

**(横浜コミュニティカフェネットワーク)** 市民の団体、地域の団体同士を、例えばつなぐとか、当然行政とのかかわりも含めて、自分たちの活動以外に地域がよくなっていくように、地域をつなぎ合う、よりよく高め合う機能を持っていることと考えております。

**(横浜コミュニティカフェネットワーク)** 補足させていただくと、実際にカフェで行われている中間支援機能を見ていると、目的を持たない、無意識な中での相談機能があると思います。それを受けての情報提供機能、そして地域のさまざまな主体をつないでいくネットワーク機能、そして来られたお客さんと地域の人をつないでいくコーディネート機能、そういったものを実際に果たしているところは果たし始

めていると思っていますので、この実態を改めてカフェ型中間支援機能ということで整理していくことが今回の事業としての1つの大きな目的になると思っています。

(小濱委員長) 治田委員、いかがでしょうか。

(治田委員) 御提案された団体が考えられている中間支援というのは御説明があったのですが、まだよくわからないところがありまして、単なるネットワークとか相談であれば、通常のNPOにも大体あると思います。その中でコミュニティカフェにそういう機能を持たせる場合に、単体でやることももちろんですが、多くの担い手はさまざまな団体の相談ができるようなスキルも特にないままに始めているところのほうが多いと思います。むしろそういった足りない情報を持ったまま相談することのほうが危険だと思っています。逆に区役所であれば区民活動支援センターという拠点があって、そことの連携を強化するというように、身の丈以上のものを持たせないというのも1つだと思います。そのあたりで、これまでいろいろと御指導されていた方々が対応されるので全然問題ないとは思いますが、私どもがイメージする中間支援機能と何だか違和感があって、そこがもう少し整理されるとすっきりと皆さんも御理解されるのではないかなと思います。現段階でいろいろとヒアリングされた上でそういう御質問をさせていただくとすれば、どういう整理がありますかということをお話しいただけるとありがたいなと思います。

(横浜コミュニティカフェネットワーク) コミュニティカフェの一番の特徴は、地域で場が開かれている、もっと言うてしまうと地域の現場そのものだと私たちは思っています。敷居もない、扉を開けなくてそこに入っていける、そこで常に場を開いて自分をさらけ出すことで、地域の信頼関係が広まり、自ずと情報がどんどん集まってくるということの強さを私はすごく感じています。ですので、これまでNPOと商店街、自治会町内会、地区の社会福祉協議会など、なかなか一歩踏み出せないところがもう現場そのものになっていくと、どんどん一緒に考える場になってくる。そこに強さを、コミュニティカフェが持っている力としては一番考えていますし、実際にそういうところもたくさん出てきているのではないかと考えています。ですので、そういうところがこれからみんなで学び合いながらきちんと、治田委員がおっしゃっている、専門的なNPOの中間支援機関に近づいていき、例えば区民活動支援センターのあり方などを一緒に考えていけるくらいに私たちが成長していかないといけないと考えています。

(横浜コミュニティカフェネットワーク) 補足させていただきます。今回、松岡委員がいらっしゃっていますが、例えば地域子育て支援拠点も、親子で遊びに来ている中で情報を持っていたり、相談したりというような、非常に敷居が低い場だと思います。カフェの場合はお茶を飲みに来るとか、食事をしに来る、つまり区民活動支援センターの目的意識を持ったような場への訪問をしない人たちが足を運ぶ可能性がある場であり、かつ区民活動支援センターで活動しようと思っていないよう

な人たちが自然とカフェの中で出番ができて、住民として活動し始めるきっかけの種がある場所だと思っています。そこですべてが完結するというよりは、地域の中にあるさまざまな支援機能とカリソースというところへどうやって総合窓口としてつないでいくというような感覚とネットワークを持てるようになっていくのかというところが実は力量形成の中でのものすごく大切なことであり、今まで市民活動支援というところがなかなかリーチしてこられなかった住民の人たちとつながる可能性というところでもあるのではないかと考えています。

(小濱委員長) 時任委員、いかがでしょうか。

(時任委員) 今、治田委員や横浜コミュニティカフェネットワークさんもおっしゃったように、つなぐコーディネートをするという力量がすごく求められることになると思います。今回は、コミュニティカフェでいろいろとやられている方々が事業を引っ張られていくので大丈夫だとは思いますが、先ほど治田委員がおっしゃったように、受けない、役割を渡すことの危うさも出てくるので、ぜひ研修を進めながら深めていただけるとよりいいのかなと思いました。

(小濱委員長) 松岡委員、どうぞ。

(松岡委員) そもそもカフェをやっていく人たちがネットワークを持っていく意義をまず持っていけるのかということもあるかと思っています。カフェを支援していくというのは、カフェを立ち上げて、その地域で小さい単体の中でやっていくことを支援していくのは分かりますが、カフェをやっている人たちがネットワークしていくことの意義を感じていかないと、なかなかつながらないし、そもそも何のために私たちはカフェをやっていたのかしらということからそこまでどうやって持っていくのかなと思いました。ネットワークすることの良さを感じていかない限りは、カフェという機能だけで完結していくこともあるかと思っています。先ほど役割を渡さないということがありましたが、それでオーケーで、そこからつなぐのだったらそこはまた違うところがつないでいくという形を持っていくというところを踏破していくためにはどんなネットワークなのかなと思います。それについて考えていらっしゃると思いますが、そこがないと、ネットワーク機能を持たせるということがどんなことなのかというのが私も見えなかったです。地域子育て支援拠点では、拠点の役割があって、明確に見えてきているからネットワークができています。そもそもカフェがネットワークするということが求められているというか、そういう気持ちがあるかどうか、そこが肝なのではないかなと思いました。そこをどのように進めていくおつもりなのか聞かせてください。

(横浜コミュニティカフェネットワーク) すごく大事な視点で、ありがとうございます。御質問いただけて感謝します。この中間支援機能を持ちたいと思うカフェはすべてではありません。実際このネットワークも、先行するカフェが10年たつ段階に来て初めてネットワークが必要だとか、地域のいろいろな人がつながっていく中で、自分たちも地域づくりの一員として意識化していただきたい、ほかの地域交流

拠点と連携を持つ必要があるのではないかとということを考え始めた方たちがいたので、初めてこのネットワークができてきています。今年先行事例研究を4回実施する予定でいるのですが、ここへの参加を、幾つかのカフェにお声がけしたのですが、「それはまさに必要だ」「ぜひそこをみんなで議論したい」と言ってくださいまして、私たちはとても心強く思っています。今どんどん増えてきているカフェが年数を重ねていく中で地域の人たちと出会って、私たちもそういう機能を持つ必要があるのではないとか、既に先輩のカフェがそういう機能を果たしているといったときに、私たちがかけてきた時間よりももっと短い時間でそういった意識を持たれたり、力をつけていくというところに至れるようになるのではないかと、そういった可能性を感じて今回御提案させていただいております。

(小濱委員長) 松村委員、どうぞ。

(松村委員) 今の御説明で非常に納得できましたが、45拠点、コミュニティカフェがあるとおっしゃっていましたが、多分10年されてきた上に抱えている課題であると思います。今本屋などに行くとカフェの起業の仕方みたいな本はたくさん出てきていて、恐らくそういった形で最近始められた方もいらっしやると思いますし、そういう方々自体も地域の中に自分で新しい仕事場をつくりたい、それもそれですごくすてきなことだと思います。そういう文脈を抜きにして、ぱっと報告書が出されたとしても、ほとんどぴんとこない、何なのだろうという感じになってしまう人もいます。それは市民活動にありがちで、先頭を走っている人たちにとっては当たり前の課題が、そうでない人たちからすると何かとても小難しい話をし始めてしまっているということになりかねないかなと思います。最終的に報告書とか冊子にまとめられるということですが、そういう文脈をきちんと書かれていくことがすごく大事なかなと思います。最初はよくありがちな事業性とか目的とかバランスみたいな話はあると思います。そういうことを少しずつ乗り越えながら今の課題に至っていると思うので、それはすごく大事なことだと思います。今横浜コミュニティカフェネットワークさんがおっしゃったように、ほとんど歴史を繰り返してしまっている部分があって、それを早くする、ショートカットして、その課題を一緒に考えるという。課題を一緒に考える場はすごく大事だとは思っていますが、そういう場をネットワークの中に機能させながら、その課題を具体的に地域に落としていって進めていこうということはマニュアルというよりは社会実験的なものなので、その試行錯誤の跡みたいなものを残しておくとしても、これは全然完結しないものだと思います。コミュニティカフェの、例えば20年後という中でも、また課題を抱えているでしょうけど、そういうものを残していくという形で進められるのがいいのかなと思いました。

(小濱委員長) 治田委員、いかがでしょうか。

(治田委員) お考えについては理解しましたが、私どももソーシャルビジネスというか、カフェの相談事業をしている中で、一番多いのがカフェ自体をどうやって運

営したらいいのかということです。中間支援は儲からないと言ったら変ですが、中島委員ともいろいろな研究をしている中で、カフェに副次的な予算をつけてくるような事業を展開しているところはうまくいっているところだと思います。それが自ずと相談機能につながってくるように思っていて、その辺の理念というよりも、どうやってビジネスにしていくかということがすごく大事で、そこにビジネスモデルの地域ごとの選択肢が見えてくるように思います。理念が多くて、消化不良になってしまうところを、御経験の中でお分かりだとは思いますが、そこがないと地域にあるスターバックスにどう勝っていくか、そういう話だと私は思っていて、そこも欠かさず御議論いただきたいです。もう一つが、費用対効果のところで行くと、中間支援機能を持つところが少ないということであれば、そこを突っ込むべきなのかなというのがよく分からないのと、この見え方だと各年3団体でいろいろな事業をやっけていけますが、少なくないかなという感じがします。その辺、お話しください。

(小濱委員長) もう時間が来てしまったのでここで切りますが、私から一言。プレゼンテーションはすごくよくて、とても分かりやすい内容でしたが、今の委員の皆さんとのやりとりは何かかみ合っていない感じがしました。いろいろなことをしっかりと定義されてからお話しされたほうが良いと思いました。例えば「カフェ」と横浜コミュニティカフェネットワークさんがおっしゃっているものは、計画書を見ると「飲食を含まないものもある」と書いてあるのに、説明の中では「飲食しに来るという来やすさがあります」というような説明があります。一体「カフェ」とは何なのか。また、カフェとカフェでないところの中間支援組織は何が違うのかということが明確になっていないので話がすれ違うような気がしました。

横浜コミュニティカフェネットワークさんの言うところのカフェは、今治田委員が理念とおっしゃいましたが、それを議論する場所なのか、それともそこに一般人がふらりと入っていろいろなことを相談したりする、どちらの機能のことをカフェと呼んでいるのですか。両方かもしれません。まずカフェ型中間支援機能というからは、このカフェ型とは何であるかという話で、そのほかの中間支援機能と何が違うのかということをはっきりと言っていくのがいいかなと思いました。

それから中間支援機能について、治田委員が御発言される前に私も振ろうと思いましたが、この委員会でも中間支援とは何だろうという話をやったことがありました。委員会で定義したわけではありませんが、中間支援については随分と議論を重ねてきたと思いますので、その辺は事務局に聞けば資料が出てくると思うので、その辺も参考にして、横浜コミュニティカフェネットワークさんがおっしゃるところの中間支援機能を定義して、話を始めるといいのではないかと思います。

(横浜コミュニティカフェネットワーク) ありがとうございます。

(小濱委員長) それではただいま御説明いただいた内容で今年度の事業を進めていきたいと思いますが、委員の皆さん、それでよろしいでしょうか。



(了承)

(小濱委員長) ありがとうございます。それでは委員会として了承しましたので、頑張ってカフェ型中間支援組織をやってください。

(事務局) 続きまして、2つ目の実施団体を御紹介させていただきます。特定非営利活動法人エティック様です。事業名が「地元企業を核とした地域課題解決力を高め合うコミュニティ作り」です。昨年度からの引き続きの事業で、2年度目になります。準備が整いましたら平成27年度の事業計画の説明を7分でお願いします。

(エティック) 資料により説明

(事務局) 委員の皆様から御質問等をお願いいたします。

(松村委員) ねらいは分かりましたが、エティックさんの強みというか、なぜこういうことをどういう視点でされたいのかなということがよく見えないところもあります。まさに地域の課題に関して地域ごとに行っていくことについて、多分それは地域のネットワークをよくご存じなところがやっていくという。先ほど区がどうするかみたいな話をされましたが、恐らく横浜市としても区の中でこういったことを取り組んでいくのだらうなという気はします。そうしたときに、民間のエティックさんがこういったところに入って行って行く意義はどのような点にあるのでしょうか。

(エティック) ありがとうございます。一番私たちが貢献できるのはスイッチを入れるということだと思います。スイッチを入れるというのは、具体的な取り組みにしていくということだと思っていて、企業側もマンパワーが足りないとか、きっかけがないために動けていないところがあって、1回何か取り組みが始まると加速度的にネットワークを広げられたり、活動が深まっていかれるというのを、過去6年間インターンシップを横浜でやっていく中で、幾つかの企業でそういった事例が生まれてきたのを実感しています。それをもっと顕在化していない企業、既に取り組みをされて地域の中で主体となっていらっしゃる企業はいいと思いますが、まだ気持ちはあるけども実際のアクションになっていないとか、顔の見える関係性が築けていないところに大学生が行くということがきっかけになってアクションが促されるのではないかなと思っています。そのことを昨年度、安藤建設と取り組む中で少し検証できた部分はありました。通信設備についても、中華街パーキングについても、去年の3社が少しずつ考えておられたことが、学生が来ることをきっかけに、学校と何か始めてみようとか、商店街と話してみようかみたいなアクションにつながられたのを見てきたので、その最初の一步足を踏み出すところに何かしら貢献できればと思っています。

(小濱委員長) そのほかどうですか。

(中島委員) ありがとうございます。書類で1つだけ確認したい部分と、質問が1つあります。インターンシップの期間を3週間から6か月の長期間に変更されました。これは6か月間継続してインターン生はインターンシップを続けるという意

味でしょうか。

(エティック) そうです。私たちがもともと取り組んできたインターンシップの取り組みが6か月で、学生が週2.5日から3日程度で、お金も出る形のプログラムでやっていくということです。

(中島委員) わかりました。プレゼンテーションを伺って、15社20名の方が説明会にいらして、今4社の方が協力を打診しているということですが、全体的に目指されているモデルの要件等をお伺いすると、企業にとってはハードルが高いのかなという正直な感想を受けました。例えば中小企業の方が社会貢献するというのは地域社会にとってすごく重要なことで、その意義はだれもが認めるのですが、しかしながらなかなかそれができない。そう考えたときに、今は企業では、例えば社会貢献もCSRからCSVみたいな大きな流れがあって、地域社会においてもそういう事業と社会貢献と両立するなんていうのも考えられなくはない気がしますが、今回のプログラムでは、あくまで社会貢献とか地域づくりとか、そういうことを主眼にこのプログラムの背景のコンセプトとしては考えられているのかなというところを確認したいです。意図についてはそれだけだと結構企業は大変かなと、そういう意見です。

(エティック) ありがとうございます。まさに私もその点を試行錯誤しているところでして、商圈が本当に小学校区、中学校区というビジネスの企業はとても相性がいいと思いますか、地域社会と関係を深めていくことがそのままその企業の本業にもつながってくるという場合があります。ただこちらに紹介している、ITシステム系企業B社の場合というのを載せさせていただきましたが、こちらは全く自社のサービス自体は地域は関係ありません。どの地域であってもパッケージなので、買っただけであればいいという場合なんかも当然ありますが、こういった取り組み、広域で横浜全域でNPO等に何か自社の、セールスフォースのような形でパッケージを活用してもらいたいとか、自社の会議室を非営利の団体に開放してもらえないかというようなニーズをお持ちの企業もありまして、そうすると地域性というところと関係のない形で行われていくことになるという分野もあります。その辺は少し悩みながら、できれば商圈が一致している企業のほうがこのプロジェクトにおいては事例としては他地域への展開も含めて起こしやすいのかなと思います。

(中島委員) 多分15社20名の方が集まって4社になってしまったその残りの11社は何だったのだろうかというのを分析されるといいかなと思います。4社は今このプログラムからいうとすごく大切なパートナーなので、その4社がやりたいことにプログラム全体が引きずられていってしまって、本来やろうとしている理念が途中でどこかに行ってしまうのかなという懸念を持っています。

(エティック) ありがとうございます。

(小濱委員長) では、ほかに御意見いかがでしょうか。

(時任委員) 今回モデルケースとしている安藤建設さんは、当団体の拠点のある磯

子区中原エリアでして、地域というと自分の地域を言われていることにもなります。市民活動支援センターの自主事業ですので、見え方が事業として美しいものや、新たに立ち上がるNPOを支援するというのも本当に大事だと思いますが、既に活動している団体や、そういった活動をしている地元の人、町内会、商店街などと一緒にやられているのも存じ上げていますが、何か御一緒できないかなと思っていました。私はたまたま今回、委員会に参加していますが、そうでないと中原で活動していても分からないと思います。せつかくこのようなモデルケースを地域で行っているので、エティックさんのこの事業が終わったとしても、地域に形が残っていく、継続していくということを目指されているのなら、ぜひ一緒にやらせてください。

(エティック) ありがとうございます。ぜひよろしく願いいたします。

(小濱委員長) ほかにどうですか。ではまとめていきます。時任委員の言われた意味はわかりますか。あなた方の問題意識は、地元のいろいろな団体の力がないから私たちが出ていって元気づけるという言い方に聞こえてしまいます。既存のNPOで頑張っている方々が「え、何。私たちはどこへ行っちゃったの」となってしまうということをしたのです。

答えなくていいので、宿題として持って帰ってください。いまだに私がよくわからないのは、皆さんがおっしゃっている地域という言葉です。その地域が何かという話です。地域と企業、あるいは地域を元気にという表現が出てきます。また、文章の中には「地域に根差した主体が」という言葉が出てきますが、皆さんが言っている地域とは何のことなのだろうかということ。面積的な広がりなのか、そこに住んでいる住民のことを言っているのか、あるいは自治体があってコミュニティが何かという集合体のことを地域とおっしゃっているのかが分からないです。それでいろいろな誤解も出てくるのではないかなと思いました。

もう一つはインターンシップですが、3週間を6か月に延ばしたということですが、そうすると各大学が行っているインターンシップのカリキュラムとは独立してしまっているということですか。

(エティック) 一部連動している大学もあります。

(小濱委員長) そういう言い方ですよ。ということは、ただのバイトではないですか。これは学校の事業でも大学の授業でもない、大学の教育ではないのです。大学の教育だとインターンシップだけどそこからはみ出したらただのバイトです。そうなったときにどうするのか。つまり、なぜインターンシップなのかということを確認しなければいけない。大学教育のカリキュラムの中のインターンシップをどうしてここに持ってきていて、なぜバイトではいけないのかという話です。それにきっちり答えないといけないと思います。ただ若い大学生が入ってくればいいのだったら、バイトでもいいでしょう。インターンシップというのは大学教育ですから、教育的な目的があって、学生は学ぶものなのです。皆さんはそこに触れてい

ません。ただ学生を使っているだけで、学生にとってのメリットは何で、本当に大学教育のレベルになっているのというところが私は心配です。もしインターンシップという言葉を使うのだったらそこはきっちりこの中で答えていかなければいけないと思いました。

それから中島委員はそれ以上突っ込みませんでしたが、CSVとの関係です。別にCSVでやらせればいいではないかという問いに対してどうやって答えるか、普通のCSVとエティックのやっているこの事業は違うということを言わないと、横浜市が支援して、予算もつくって、委員会を開いて審議してという意味がないと思います。だからCSVと皆さんがやっている活動の違いは何だろうということも答えたほうがいいと思います。

私からの感想はそれだけです。

(治田委員) これは参加する企業からはお金は取られないのですか。

(エティック) いただきます。

(治田委員) そうすると、今のエティックさんがやっている事業との違いは何ですか。

(エティック) 実施期間に、マルチステークホルダーミーティングと言っていますが、これは通常のインターンシップではやっていないので、地域の問題意識のヒアリングとか、二者以上の対話の場づくりとか、成果の発信といったことはやっていないので、その部分をかかなり丁寧に、その地域の方に教えていただきながらやっていくということです。

(治田委員) 企業からは1社いくらかお支払いするもののハードルが下がって、そういう体験ができることを促進する事業なのかと思っていましたがそうではないということですね。今までのエティックさんの枠組みで1社いくらかという枠組みは変えずに、そういうものを検証するのがこの200万円ということですか。

(エティック) そうです。

(治田委員) そうすると、大分事業への評価の仕方が変わってくるので、今の委員からの御指摘はクリアにしないといけないと思いました。そうでないと、単なる団体がやっていることの支援になってしまうので、そこはこの200万円の意味みたいなものがどうなのかという感じがします。

(小濱委員長) では、とりあえず今日は御報告いただきました。今年度エティックさんが修正かけましたこの事業をこのまま進めていってもよろしいでしょうか。

(了承)

(小濱委員長) 委員会としては応援しますので、今出た指摘をきっちり一つ一つ答えていけばいいと思います。今日はありがとうございました。

(エティック) ありがとうございました。

(小濱委員長) 頑張ってください。

オ 平成28年度市民活動共同オフィス入居団体募集要項（案）について  
（小濱委員長）では、次はオ「平成28年度市民活動共同オフィス入居団体募集要項（案）について」です。事務局から説明をお願いいたします。

（事務局）資料により説明

（小濱委員長）ただいまの説明につきまして何か御質問等ございますでしょうか。

（松村委員）質問とは少し違うかもしれませんが、特に選考にかかわっている方々が、酒井委員でしょうか、ここの目的として市民活動の相互連携を促進するとか、さまざまな主体が公共を担う社会を形成とありますが、そういった場になり得ているのか。私は委員会の中では出てきたものを「とりあえずいいですね」と言うぐらいしかないのですが、その場がそういった場になるようなことを今までの経験から何か言えることがありましたら、あるいはそういった評価は一体どうなっているのかということについて、お聞かせいただければと思います。

（酒井委員）資料の13ページに表の評価事項がありますが、この中でも例えば項目8「入居団体間の連携・協調性」、それから9の「他団体に対する支援の知識・技能・経験」、この辺のところで実際に入居団体間の実績も御報告いただいて、その中で検証はさせていただいているというところがあります。

（松村委員）どうせやるなら場所貸し事業というだけではなくて、何かそこから発信していったり、トキワ荘ではないですが、あそこでみんな頑張ったねというところで、そういった場になるときっといいのだろうなと思っていて、横浜市がやっている事業なのだから、何かしら発信していけるような、何かが生み出されていくような、そういったことを考えていってもよろしいのではないかなと思います。

（事務局）今の団体間の交流、連携の促進ということでは、市民活動支援センターが昨年度は年に3回ほど交流の場を設けています。募集要項の表紙に写真があると思いますが、これがその交流会の写真であり、入居団体がそれぞれ紹介を行い、交流を持つ場です。この交流の2回目は秋ごろに行い、最後はドックヤードガーデン隣のBUKATSUDOで楽しい交流会を開催しました。共同オフィス入居団体に限らず市民活動支援センターを使っている方々との交流も含めて行いました。仕掛けとしてはそれなりにやっていますが、それが交流、連携につながっているかといいますと、私が聞いている限りでは、数年前と比べるとここを拠点として場所として活用する団体が少しずつ減っていると聞いています。毎日職場のように通ってくる団体もかなり限られてきていて、恐らく皆さんの仕事も、例えばネットでの情報交換とか、そういうものも含めて形態も変わってきているのではないかと思います。そういった変化を踏まえながらも、市民活動支援センターを運営する市民セクターよこはまさんは敏感に感じ取りながらハンドリングしている状況です。

（小濱委員長）松村委員、いかがでしょうか。

（松村委員）すみません。今説明いただいたようなことなのだろうと思っておりまして、今いろいろなところでシェアオフィスはあります。横浜でやるからには一体

どういう場なのかということを考える機会なのだろうなとは思いますが、なので、そういった問題意識がどの程度共有されているのかなと思って御質問差し上げました。

(松岡委員) どれぐらい稼働されているのかとか、これによって連携が持たれて、それがどうやってつながっていたとかというのは何か報告などはあるのでしょうか。本当にただ場があるだけではなく、せっかく同じ空間にいて、そこで情報の共有ができて、そこから何か発展してきたのかその辺が見えてこない。

(事務局) 委員長、よろしいでしょうか。

(小濱委員長) どうぞ。

(事務局) 今日市民活動支援センターを運営している市民セクターよこはまさんがいらっしゃっているので、少しだけお話をよろしいでしょうか。

(小濱委員長) お願いします。

(市民セクターよこはま) 共同オフィスは、皆様と一緒に考えさせていただくというようなタイミングにきております。そのことは市民活動支援課さんとも御相談しながら、部会の皆様には少し共有をさせていただいていたところなのですが、正直申しまして、50%の稼働率に至っているのは数団体、2～3団体というところですが、したがって、この7階に共同オフィスが設置されていたときに、7～8団体が毎日のように来て、そしてそこが主体となってつながるきっかけを自ら醸し出しているという時期は、残念ながら終わっています。せっかくの空間ですから、どうしていくかということも私達も正直悩んでいます。

(小濱委員長) 治田委員、どうぞ。

(治田委員) 援護するわけではありませんが、私どももこの近くでシェアオフィスをやっています、70社ほど入っていただいています。日本人の気質なのか分かりませんが、同じところにいるからといって勝手に協働が生まれるかと思ったら生まれません。コンシェルジュなり、事務局がいろいろなことをやりながらでやっと出てくる感じなので、ましてやNPOという共同連携というよりは、むしろ自身たちの活動を推進しなくてはというところはなかなかお隣のやっていることも関心が持てないというのが現実かなと思います。だからといって放っておけばいいとは全く思っていませんが、そのときにうちがやっているのは、毎月マスマスカフェのような集まりで、少し本筋から外してみんなで議論できるような話題提供者を持ってきて、そこで交流を深めたりしています。そこではお金を生み出しませんが、そういう仕掛けをやらないと難しいということもあって、場合によってはお互いで連携させていただきながら、そういうことで盛り上げていくということをやって、横浜にこういう場所があってよかったねとなるように仕向けるのも1つなのかなと思います。そんなに安易ではないと思いますが。

(小濱委員長) それでは、この件は、事業部会に振るなりして、1つのテーマとして何か方針なり方向性をまたこの委員会に提案していただければと思います。

事務局で預かってください。

(事務局) 承知いたしました。

(小濱委員長) それでは、このほか御質問等いかがでしょうか。では、入居団体の募集要項につきましては、これで御了承されたということでしょうか。

(了承)

(小濱委員長) ありがとうございました。

## (2) 協議事項

市民協働推進委員会答申「協働を進める際の『公共的又は公益的な活動及び事業』の考え方」を受けた具体的取組の検討について

(小濱委員長) では、協議事項に入ります。市民協働推進委員会答申「協働を進める際の『公共的又は公益的な活動及び事業』の考え方」を受けた具体的取組の検討について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局) 資料により説明

(小濱委員長) 御意見等どうぞ。

(中島委員) ありがとうございました。これは事業所管課が、市民が行うのと同じような疑義が生じるという場合は相談する機能はあるのでしょうか。

(事務局) 今想定していますのは、既に行っている協働事業に関してということですので、事業所管課からというよりは市民等からの疑義を想定しております。

(中島委員) そうすると、この疑義が生じた場合には審議して、これは実は協働に当たらない、公費の支出が適当ではないとなると面倒ですね。既に事業を実施しているわけですから。そうすると、要するに審議の前提にバイアスがかかるのではないかという意味です。いろいろなところでフィルターがあると思います。例えば最初に、説明が難しいと事業所管課が判断するときにフィルターが1回あります。その次に市民活動支援課が、これでは市民協働推進委員会の意見聴取が必要だと判断するというフィルターがあります。最終的にこの委員会でどう判断するかという、そういう段階を踏みます。でも今の説明のように、はじめ、もう事業が行われていて、それが市民等に説明ができない、そうするとこの協働推進委員会の役割は、どうやったら説明できるかを探すような役割になりかねないと思われるのですが、それはそういう趣旨でよろしいのでしょうか。

(事務局) 今回のこの疑義を受けるスキームは、広く市民の皆さんから「この事業はおかしいのではないか」といった疑義を受けた場合についてルール化していこうという趣旨でございます。基本的に、ある事業を行おうとして、所管課が「やっぱりこれはまずいかな」というときには、これは当然このスキームではなく、市民活動支援課の方にも質問がきて、市民活動支援課で判断しますが、市民活動支援課においても判断が難しい場合につきましては、このスキームではない形で委員会の皆さんに御意見を伺うことはあるかと思っております。ただこの広く意見を聞くというこ

とになると、これから企画しているものになるとその対象を特定することが難しいということがあり、今回はこのようなスキームでやらせていただいていると考えております。したがって、このスキームで疑義が出てきた場合については、委員の皆様には公平な立場から御意見をいただいて、それで判断していくということです。

(中島委員) ありがとうございます。

(小濱委員長) 今の件、そうだなと思いましたが、疑義がある場合ではなく、判断や確認が難しい場合は、別のスキームになるのかなと思って、でもよく考えてみたら事業所管課が市民活動支援課と相談すればそこで済んでしまうような気もするし、そこで市民活動支援課が困ったらこの委員会に「こういう提案が来ているのだけどうですか」と言えば、判断できますよね。今、ここに書かれているのは、市民から「これはどうなのだろう」と疑問が出た場合のスキームがここに説明されているという理解でいいですね。今中島委員が心配されていた、その結果、これはまずいのではないかという話になったときの手続はどこかで書いたほうがいいのかもわからないので、事務局で預かってもらえますか。だめだった場合、疑義が発生して、「やっぱりこれはまずいよな」とここの委員会で判断された場合の処理ですね。それは考えてみてください。

そのほか、どうですか。松村委員。

(松村委員) この委員会で権限を持つというのは私たちも覚悟が必要ですし、今までの議論でもそこまで踏み込んだことは議論していなかったとは思いますが。こういったことが出てきた背景としては、協働という考え方、あり方というのは、時代によっても変わってくるでしょう。そのときの協働の判断というものについて、少しずつ経験を積み重ねていく、それをそれぞれの事例の文脈に即した形での判断が必要でしょうということがあって、これでいくとどうしても、先ほどの中島委員がおっしゃったように、事業所管課も協働で進めているわけなので、そうでないという話は基本的にしにくいし、わざわざ怪しいものを委員会が挙げるという必然性、動機づけは全くないですね。むしろ隠そうとすることが普通だと思います。そういうふうには考えたくはありませんが、一個一個の事例を考えていったときにどのような言葉を与えていくのか。公共性とか公益性とかということをどういう意味で使っていくかというのはすごく大事なことであり、それについて何となく感覚でやっていたものをきちんと説明していくような定義づけとか考え方というものを委員会で考えるというのは意味があると思います。私はそういう意味であれば、この流れでもいいのですが、先ほど中島委員が御提起されたことのように進んでいってしまうのは非常にまずいし、そもそもそういったことについてこの委員会でもそんな権限も与えられていなかったと思うし、今までの議論でもそういった話でなかったとは思っております。なので、あくまでも一旦定めた協働の考え方みたいなものをアップデートしていくものとして機能させたほうがいいのではないかと思います。



す。

(小濱委員長) 例えばさっきエティックさんの提案があったでしょう。ああいう企業と組んでやっていくような場合は、エティックさんの提案はまだ4社とか、それぐらいだからいいけど、あれがどんどん大きくなって行って、企業が20社、30社加わってきて、当初のスタート時点とは違ったときには、おそらく一旦ここで「これは大丈夫か」という話をしなければいけないと思います。これは公益的、公共的という話はここで話さなければいけないような気がしています。そのときに、もちろんこの委員会でだめと言ったからだめという判断、そういう権限がないのは当然だけど、それは答申することはできると思います。委員会としてはこういう点で不確定要素があります、こういう点で不適切だと思えますぐらいの意見は言えるのかなと思います。結局最終的には行政が判断していくでしょうけれど、そういう意味では私は今の松村委員が言っていることは、結局は同じになりますが、時代は動いていきますから、幾らでも想定できるので、今この段階ではなるべく間口は広げておいて、それで宿題はありますが、事務局的には今想定し得るいろいろなことに対応できるだけの間口は広げておいて、それにはみ出したものについては逐一またこの委員会でつけ足していくという感じでいいのではないかと思います。

皆さん、いかがでしょうか。何かほかに意見がありましたら。中島委員。

(中島委員) 松村委員が言われたように、何か判断するというよりは、これは事例を積み重ねていく手続なのだろうなと最初に理解しました。我々も別にすごい経験や権威があつて「これは協働だから、協働でないから」と判断できるものを持ち合わせているわけではないので、そうなのだなと実は最初から理解していて、松村委員が言われたように、判断するというのとは違うのかなと受け取りました。

(小濱委員長) 松岡委員、どうぞ。

(松岡委員) 市民協働条例の中での市民協働推進委員会の役割としては、第17条に書いてあるように、市長に意見を述べるができるということが書いてあります。今回のこのような、市民から何かあつたときにこの委員会としてはどこまで担っていただけるのでしょうか。また、この市民協働条例自体も、最後に条例の施行の年から起算して3年ごとにこの条例の施行についての検討を加え、その結果に基づいて見直しを行うものということがありまして、これがちょうど3年目になろうとしているところで、そういうことに関しても考えていくような機関がこの委員会なのかなと私は思っています。条例が施行されて、どのような実績や、いろいろな課題、問題点があるのかを、この委員会で検討等を行うのかななどを教えていただければと思います。

(小濱委員長) では一旦皆さんに話を聞きましょう。では治田委員、どうぞ。

(治田委員) 決めたらここまで掘り下げていかなければいけないのかなというのが、一市民としては思っています。すべての手続を決めなければいけない、そういう重大なことがあつたときのためのものであるならば、あまりがちがちにやると何

か深みにはまっていくような気がしております、もともとここまでやるのかという議論をしたほうがいいのかと思います。先ほどもおっしゃったように、私たちはある種市民というか、私は代表ではないと思っていますが、その立ち位置でこういうことを議論しているので、事業のよしあしを決めるようになったら恐ろしいことになると思います。

(小濱委員長) 時任委員、いかがですか。

(時任委員) 現場で動いていることをここでイエス・ノーとは決めかねるかなと思います。上がってきた資料も、紙だと現場感がありません。「ああ、なるほど。こういう事例があって、ここが困っている部分だね。ここがいまいち腑に落ちないところだね」というところを残していく、委員会として「確かにこういうのがあったよね」と残していくぐらいなのかなと思いました。そうでないと、判断できかねるかなと思います。

(小濱委員長) 酒井さん、いかがですか。

(酒井委員) もとの想定も確かに意見をというところまでとっていましたが、今の皆さんのお話を聞いても、裁定みたい権限はないし、そこまで踏み込むべきではないという感覚を持ちました。

(小濱委員長) 事務局でもう少し何かやわらかい書き方をしますか。私も思っているのは、判断するとかではなくて、ここに書いてあるみたいに、意見を聴取するということでしょう。この委員会での意見はどのようなのですかということを知りたいので、委員の皆さん、そこまで深掘りしなくていいと思います。ここは裁判所ではないので、この委員会でのよしあしを判断してというのではないような気がします。とにかく私たちは公益性とか公共性について一番審議した委員会ですから、何かわからないことがあったときに、「わからない、わからない」と上がってきたものをここで答えられる範囲で答えて、おろせばいいぐらいだと思います。冒頭、中島委員が提起された、もしだめだった場合どうするかという話は、事務局で預かってもらって考えてくださいと言いましたが、それとはまた別かなと思いました。

(事務局) まさに松岡委員から御指摘いただいたとおり、この委員会は意見をおっしゃっていただく場です。協働事業を進めるのは横浜市ですので、あくまでそれを見直して、事業を変更するのか、やめるのか、そのまま継続するのか、これはあくまで横浜市の責任です。そしてその事業のやり方がおかしいということになって、それに伴って例えば公費の支出等があって、それはおかしいということになれば、監査請求という別のきちんとした制度がありますので、そこで見ていただければいいと思います。我々は事業を継続するに当たって、参考として委員会の御意見を聞きたいというところがございます。ここで最終的な事業のよしあしの裁定をしていただくというものではないと考えています。

(小濱委員長) ありがとうございます。松岡委員、どうぞ。

(松岡委員) 取り組みの②のところの、手引きということで資料では参考で2例ぐ

らい挙げていらっしゃると思いますが、この事例が果たしてどうなのだろうと思います。自治会との協働の留意点についてですが、現実には全く真逆で、自治会費を払ってないから、町に来るなどと言われるということを知っています。ただそれが公共性なのかということもありますし、企業に関しても、逆にイメージをアップするために企業がどんどん入り込んできたときに、それをどういうふうになっていくかということもあります。また手引きの項目の中に、自治会との協働の留意点と企業との協働の留意点がありますが、NPOとの協働の留意点というのにも必要かと思えます。NPOとの協働こそ現場の職員や、NPO自体も迷ったり、考えていくときになっていのではないかなと思いますので、この手引きではものすごく偏りが出てきてしまうような気がします。今までも協働の手引き書は市民局のほうで結構出されていますよね。だからそれはどうなってしまったのということもありますし、この手引き書をつくれればいいということではないのではないかなと思います。この手引き書をつくるということが1つの回答だと思いますが、周知ということも、職員周知といたときに、本当にもっと現場の一番近くの窓口の人がこのことを理解しているかということが問われて、市の職員はわかっているけど、バイトの人がそこまで協働を意識しているかということもあります。だから本当の意味での周知はこの手引き書をただ渡して、レクチャーしてくださいということではないかと思えます。そのあたりはいかがでしょうか。

(事務局) 協働の手引き書ということで見れば、我々は「Let's<協働入門>」が手引き書だと思っています。今、手引き書という言い方をしましたが、今回作成する冊子は協働を進めていく上で「こういうことがあったら、こういうところは気をつけようね」とあくまで補足的な部分で考えておまして、少なくともこの冊子をつくることによってマイナスにするとか、そういうところは考えていません。

それから挙げた事例ですが、実はこれは第1期の委員会で御議論いただく中で、こんな事例はどうでしょうかということで参考で挙げさせていただいたものです。実際これが果たしてこの事例のまま出せるのかということでは、私どもは出すときにはきちんと事例を考えていかななくてはいけないなと思っていて、このまままだまだ非常に精度がよくないと認識しています。また、どういう事例を載せるのがいいのかということについても、次回の委員会でも御議論いただけたら、その中でまた判断させていただき、こういう事例だけではなくてもう少し御用意させていただいて、また御意見をいただけたらと思います。

(小濱委員長) 松村委員、どうぞ。

(松村委員) 松岡委員は第1期の委員会での議論をしていなかったもので、少し驚かれていますと思いますが、協働について第1期の委員会で議論したのは、NPOと行政との協働というのはある程度今までも考え方があったけども、最近では自治会との協働とか、企業との協働というのがあって、そういったものも公共性の中に入ってきている。それが、例えば共益と公益はどう違うのですかとか、企業の私益と公益

はどう違うのですかという中で、改めて議論したという経緯があったのです。そういう意味では、そこでは補足的につくられているものだということが背景としてあると思います。

(事務局) こういうのがだめだというのを市民に対して理解させるということではありませんで、協働は、横浜市と活動団体とがやるということですから、第一義的には我々横浜市の職員が十分理解しようというところがまず1つです。その際の判断基準として、こういうのがありますよということを市民の皆さんにも知っていたかなくてはいけないというところで、これは今後は外にも出していくものだろうと考えているところでございます。

(小濱委員長) そのほか、これに関しまして御意見ございますでしょうか。では、今いろいろな方面からの御意見をいただいたところなのですが、含んで、今までの議論のこともありますし、これからのこともありますし、9月に向けて着々と準備を進めていただいて、また9月のときに提案してもらって、みんなでそこをたたいていいものにしていきましょう。ではこの協議事項につきましてはこれで以上とします。

### (3) 報告事項

#### ア 平成27年度市民協働推進部事業の概要について

(小濱委員長) それでは報告事項でございます。まずは「平成27年度市民協働推進部事業の概要について」、事務局から説明をお願いいたします。

#### (事務局) 資料により説明

(小濱委員長) どうもありがとうございました。

#### イ 認定・指定NPO法人制度ガイドブックについて

(小濱委員長) では続きましてイ「認定・指定NPO法人制度ガイドブックについて」、事務局から説明をお願いいたします。

#### (事務局) 資料により説明

(小濱委員長) ありがとうございます。

#### ウ 認定特定非営利活動法人に対する監督について

(小濱委員長) では次はウ「認定特定非営利活動法人に対する監督について」、事務局から説明をお願いいたします。

#### (事務局) 資料により説明

(小濱委員長) ありがとうございます。

### (4) その他

(小濱委員長) それでは最後にその他ですが、事務局からよろしく願いいたします。

す。

(事務局) 先ほど松岡委員からお話がありました、条例の3年見直し規定について御説明させていただきます。本日の資料1の6ページに、市民協働条例の附則があります。(見直し)というところを御覧ください。この条例の施行の日から起算して3年ごとに、この条例の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて見直しを行うものとするという規定がございます。平成25年4月施行ですので、平成25、26、27年と、今年度末をもって3年になります。一旦ここでこの条例の評価・検証を行いたいと事務局では考えております。このことに関し、恐らく年度後半になるかと思いますが、こちらの委員会でも時間をとっていただいて、御意見をいただければと思っています。よろしく願いいたします。

(小濱委員長) そのほかに事務局から何かございますか。

(事務局) 先ほど中間支援組織の定義についてというお話がありました、今お手元に条例を開いていらっしゃると思いますので、参考までに紹介させていただきたいと思います。第2条第5項に「中間支援組織」の定義が規定されています。市民協働条例では、「中間支援組織」とは、市と市民等、この市民等というのは少し前に定義されているのですが、市民だけでなく、法人とか地縁団体、こういったものに類するものがすべて含まれる市民等なのですが、市と市民等を相互に媒介し、市民等の自立と課題解決を支援するため、市民等のネットワーク化と交流促進、情報収集と提供、相談とコンサルティング、調査研究、人材育成と研修、活動支援と助成または政策提言等を行う組織をいうと規定されています。

以上です。

(小濱委員長) ありがとうございます。そのほかに事務局からお願いします。

(事務局) 今後の委員会の日程についてですが、今年度は委員の皆様にご協力いただきまして、年間の日程を決めさせていただきました。ありがとうございます。まず次回第2回の委員会でございますが、9月15日火曜日18時から開催させていただきます。続いて第3回は12月2日水曜日18時から、第4回は3月24日木曜日17時から開催させていただく予定でございます。場所についてはすべてこちら、横浜市市民活動支援センターを予定しております。どうぞよろしく願いいたします。

(小濱委員長) ありがとうございます。

### 3 閉会

(小濱委員長) では、以上をもちましてすべての議事が終了いたしました。最後に何かございますか。

(治田委員) はい。

(小濱委員長) 治田委員、どうぞ。

(治田委員) 先ほど、共同オフィスの入居のことについて、御議論があったと思うのですが、私は的を外れたことを言ってしまったなと思って、これは行政の場所を

	<p>使って、公金を使って安く使えるということを考えると、BankARTなどもそうだったのですが、ここに来ることによって協働促進をするという。例えば週に何回以上来るとか、何かそういう規定があったほうがいいのかなどと思いました。それをやることで横のつながりをつくる、そういう思考を持った人に入ってもらいたいというふうにすれば、幾つかの団体は落ちていくのではないかと思います。今回ここでは付与できなくても、将来的にはほかのそういった公金というか、そういう場を使った利用の仕方については一定の縛りをつけたほうがよろしいのではないかなと思いました。</p> <p>以上でございます。</p> <p>(小濱委員長) 市民セクターよこはまさんも来ていますが、事務局でこれを改めてまた提案してもらって、皆さんですり合わせましょうか。今の御意見はとてもいいと思います。</p> <p>では以上を持ちまして、すべての議事終了ということにいたします。御協力、ありがとうございました。次回もよろしくお願ひいたします。</p>
<p>資 料</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資料1 : 横浜市市民協働推進委員会の根拠法令</li> <li>・資料2 : 横浜市市民協働推進委員会における部会委員の指名について (案)</li> <li>・資料3-1 : 指定特定非営利活動法人の事業の概要の変更に伴う基準の適合について</li> <li>・資料3-2 : 指定特定非営利活動法人の概要</li> <li>・資料3-3 : 指定基準適合表</li> <li>・資料3-4 : 指定基準3 (公益要件) に関する適合について</li> <li>・資料4-1 : 横浜市市民活動支援センター事業の評価・検証について</li> <li>・資料4-2 : 横浜市市民活動支援センター事業評価報告書</li> <li>・資料4-3 : 平成27年度事業提案書修正版 (横浜コミュニティカフェネットワーク)</li> <li>・資料4-4 : 平成27年度事業計画書 (特定非営利活動法人エティック)</li> <li>・資料5-1 : 市民活動共同オフィス平成28年度入居団体募集要項 (案) について</li> <li>・資料5-2 : 市民活動共同オフィス平成28年度入居団体募集要項 (案)</li> <li>・資料6 : 市民協働推進委員会答申「協働を進める際の『公共的又は公益的な活動及び事業』の考え方」を受けた具体的取組の検討について</li> <li>・資料7 : 平成27年度市民協働推進部事業の概要について</li> <li>・資料8 : 認定・指定NPO法人制度ガイドブック</li> <li>・資料9-1 : 横浜市記者発表資料</li> <li>・資料9-2 : 勧告文</li> </ul>